

武蔵野市財政調整基金条例の一部を改正する条例について(議案第12号資料)

武蔵野市高齢者住宅運営基金条例の一部を改正する条例について(議案第14号資料)

1 条例の一部改正の目的・背景

本市では、適正な資金管理を行う事を目的に、市が保有する資金の保管及び運用に関して必要な事項を「武蔵野市資金管理方針」として要綱で定めて、安全性、流動性及び効率性を確保することを原則に、預金中心の資金管理を行っている。

地方自治法では、積み立てた基金は「確実かつ効率的に運用しなければならない」と規定されている。

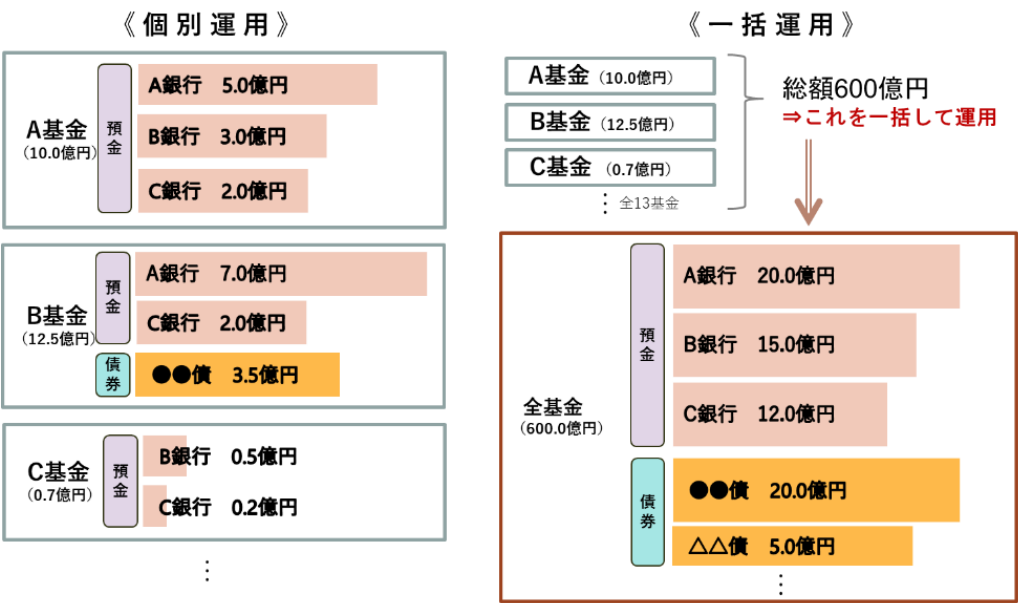
市場金利動向の大幅な上昇などの変化を捉え、債券保有比率を高めるとともに、一部の基金条例改正により、基金の一括運用を行うことで、効率性にも配慮した基金運用を行うものである。

2 現状の課題

現在、資金は13の基金ごとに異なる期間や運用先を設定し、延べ130件の口座管理を行う「個別運用」を行っているため、運用幅が狭く、一口座当たりの利回りも低くなるなど、非効率な運用となっている。加えて、これらの預金口座の管理等に係る事務の煩雑化など、職員の事務負担も過大となっている。

3 個別運用と一括運用の違い

	メリット	デメリット
個別運用	・基金と運用商品が紐づいているため、運用収入の各基金への帰属が明確	・規模の小さい基金は小口の運用とならざるを得ないため、非効率な運用となる。
一括運用	・基金全体で流動性を確保することで、全体の運用効率性を高めることが可能 ・集約化による運用事務の軽減	・基金と運用商品が直接紐づいていないため、運用収入が間接的な帰属となる。 ・運用収入の配分方法等、運営ルール、体制整備が必要



4 一括運用のための規定整備

(1) 資金管理方針(要綱)改正内容抜粋

改正前	改正後
(基金等) 第7条 基金及び制度融資に係る預託金（以下「基金等」という。）の運用は、基金等の目的並びに保管及び運用期間に応じて、次に掲げる預金又は金融商品により行う。 (1)から(7)まで (略) 2 及び3 (略) 4 (略)	(基金等の管理運用) 第9条 基金及び制度融資に係る預託金（以下「基金等」という。）の運用は、<u>定額運用基金を除き、原則として個々の基金と個々の金融商品との対応付けを外し、基金残高と金融商品残高とを総額で対応付けて運用すること（以下「一括運用」という。）とし、基金等の目的並びに保管及び運用期間に応じて、次に掲げる預金又は金融商品により行う。</u> (1)から(8)まで (略) 2 及び3 (略) <u>4 一括運用により発生した運用収益は、一般会計予算の財政調整基金利子収入に計上するものとし、当該収益を当該年度の12月末日現在における各基金の残高の割合に応じて按分して求められる額を、当該年度末までに各基金に振り替えて収益の配分を行うものとする。</u> 5 (略)

(2) 各基金条例の規定の統一化

- ① 対応可能基金条例 9件（公共施設整備、公園緑化、市民たすけ合い、学校施設整備、吉祥寺まちづくり、職員能力開発、子ども文化・スポーツ・体験活動、国際交流平和、ふるさと応援）

現行規定	(改正不要)
(管理) 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 <u>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。</u>	

② 改正等対応必要条例 4件（財政調整、青少年善行表彰、高齢者住宅運営、介護給付費等準備）

現行規定	改正案
（管理） 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金 その他最も確実かつ有利な方法により保管しな ければならない。	（管理） 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金 その他最も確実かつ有利な方法により保管しな ければならない。 <u>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実 かつ有利な有価証券に換えることができる。</u>

担当課 財務部財政課